

令和 5 年
第 1 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 5 年 2 月 2 7 日 (第 1 日)

令和5年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和5年2月27日（月曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第1号 令和5年度土岐市一般会計予算	} 別冊
日程第4	議第2号 令和5年度土岐市国民健康保険特別会計予算	
日程第5	議第3号 令和5年度土岐市駐車場事業特別会計予算	
日程第6	議第4号 令和5年度土岐市介護保険特別会計予算	
日程第7	議第5号 令和5年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算	
日程第8	議第6号 令和5年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算	
日程第9	議第7号 令和5年度土岐市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第10	議第8号 令和5年度土岐市病院事業会計予算	
日程第11	議第9号 令和5年度土岐市水道事業会計予算	
日程第12	議第10号 令和5年度土岐市下水道事業会計予算	
日程第13	議第11号 令和4年度土岐市一般会計補正予算（第11号）	
日程第14	議第12号 令和4年度土岐市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第15	議第13号 土岐市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
日程第16	議第14号 土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
日程第17	議第15号 土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・ 6	
日程第18	議第16号 土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ 8	
日程第19	議第17号 土岐市三世代ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	
日程第20	議第18号 土岐市憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	
日程第21	議第19号 土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・ 15	

日程第 22	議第20号	土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	17
日程第 23	議第21号	土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	19
日程第 24	議第22号	市道路線の廃止について	21
日程第 25	諮第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	24
日程第 26	議第23号	専決処分の報告及び承認について	別冊
	専第 2号	令和 4 年度土岐市一般会計補正予算（第 1 0 号）	

議第13号

土岐市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

土岐市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

土岐市子ども・子育て会議条例（平成25年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 1 4 号

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年土岐市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の

態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加える。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議第15号

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年土岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書、同項第1号及び第2号中「第1項」を削り、同項第3号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第6条第2項中「第1項」を削り、同条第3項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条並びに第13条第4項第3号ア（ア）及び（イ）並びに同号イ（ア）及び（イ）中「第1項」を削る。

第15条第1項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加える。

第20条第4号中「第1項」を削る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第3項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第1項」を削る。

第51条第1項及び第2項中「第19条第1項」を「第19条」に改め、同条第3項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条」に改める。

第52条中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第16号

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

土岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年土岐市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続

的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議第17号

土岐市三世代ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

土岐市三世代ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

土岐市三世代ふれあい館を廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市三世代ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

土岐市三世代ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成9年土岐市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

議第18号

土岐市憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

土岐市憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

土岐市泉憩の家を廃止するため、この条例を定めようとする。

土岐市憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例

土岐市憩の家設置及び管理に関する条例（昭和48年土岐市条例第2号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第19号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第15条の6の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第19条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第24条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条の6の12及び第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第20号

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

土岐市三国山キャンプ場の施設であるログハウスの解体に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市三国山キャンプ場設置及び管理に関する条例（平成17年土岐市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、バンガロー及びログハウス」を「及びバンガロー」に改める。

別表ログハウスの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 1 号

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市が管理する駐車場の料金における減免に係る規定を見直すため、この条例を定めようとする。

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

土岐市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和50年土岐市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号を削り、同条第4号中「前各号」を「前2号」に、「必要と認めた」を「市長が別に定める」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 2 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、別紙の市道の路線を廃止するものとする。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

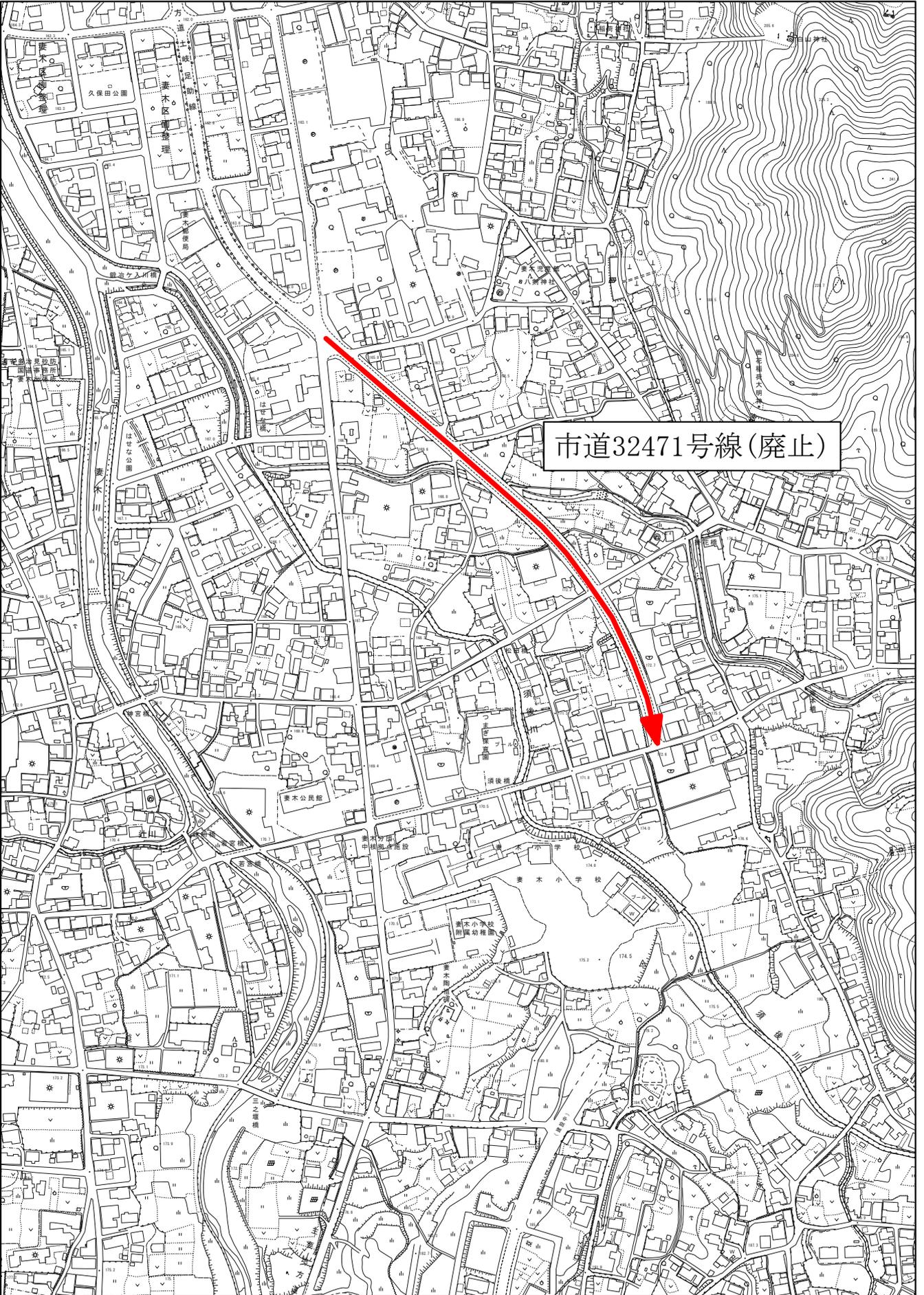
提案理由

市内道路網の再編成を図るため、市道の路線を廃止しようとする。

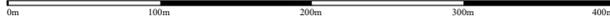
廃止調書

整理番号	路線名	路線の起点	重要な経過地
		路線の終点	
1	32471	土岐市妻木町字中田1598番地の4地先	
		土岐市妻木町字塚本2049番地の5地先	

市道路線廃止位置図(参考図)妻木町



1/5,000



諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	加藤 泰幸	